

令和8年度国際理解協力事業に関する講演会等運営業務委託契約書（案）

公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団（以下「甲」という。）と _____
（以下「乙」という。）は、次のとおり委託契約を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、本契約書及び「国際理解協力事業に関する講演会運営等業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）に基づき、また、法令等を遵守し、国際理解協力事業に関する講演会運営等委託業務を履行しなければならない。

（委託期間）

第2条 委託期間は、契約日から令和9年3月31日までとする。

（委託費及び支払方法）

第3条 甲は、乙に対し委託業務を処理するための費用（以下「委託費」という。）として、金_____円（うち消費税及び地方消費税の額_____円）を限度として支払うものとする。

2 前項の消費税額は、消費税法(昭和63年法律第108号)第28条第1項及び第29条並びに地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、委託費に110分の10を乗じて得た額とする。

3 第1項の委託費は、第14条第1項の通知を受けた後に請求するものとし、甲は請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

4 第5条により契約を解除した時は、乙は速やかに第13条の委託業務実施報告書に必要な書類等を添付して提出し、甲はこれを検査の上、適合と認めた既履行部分について委託費を支払うものとする。

（契約の変更）

第4条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を変更しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

2 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、委託業務の内容を変更することができる。

（契約の解除）

第5条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

2 甲は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（1）乙が委託期間内に委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと甲が認めるとき。

（2）甲がこの契約について不正の事実を発見したとき。

（3）乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。

（4）乙が法令等又は契約に違反したとき。

（5）乙が次のアからキに該当したとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

（6）乙が契約の履行の全部が不能であるとき又は全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（7）乙が契約の履行の一部が不能であるとき又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約した目的を達することができないとき。

（8）この契約の締結後、事情の変化により、委託業務を処理させる必要がなくなったとき。

3 甲又は乙は、正当な理由により1月の予告期間を持ってこの契約の解除をその相手方に申し出たときは、この契約を解除することができる。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第6条 乙は、第三者に対し、委託業務の全部又は主たる部分を委託し、若しくは請け負わせ、又はこの契約に基づいて生じる権利義務を譲渡してはならない。

2 主たる部分とは、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定等を行い、乙はこれを再委託することはできない。ただし、一部業務について、事前に書面により甲の承認を受けた場合は、この限りではない。

3 前項の規定にかかわらず、製作物の作成などの簡易な業務の再委託については、乙は甲の承認を必要としない。

（損害賠償責任）

第7条 乙は、次のいずれかに該当したときには、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

（1）乙が委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたとき。

（2）第5条第2項又は第3項の規定によりこの契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

2 乙は、第5条第2項又は第3項の規定による契約の解除により損害を受けた場合において、甲に対し、その損害の賠償を請求することができない。

（目的外使用の禁止）

第8条 乙は、この契約の履行に必要な委託業務の処理の内容を他の用途に使用してはならない。

（著作権等の帰属）

第9条 委託業務の実施による成果物に係る所有権及び著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に基づく権利を含む）は、甲に帰属するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙が委託業務の着手以前から有していた成果物に係る著作権等の知的所有権については、乙に留保されるものとする。この場合、乙は甲に対し、成果物を甲が業務を遂行するために自由に利用（複製等及び翻訳して二次的著作物を創作することを含む）することを無償で許諾するものとする。

3 乙は、成果物に関する著作権人格権を行使しようとするときは、あらかじめ甲の承認を受けた場合を除き、乙は、甲及び甲の指定する者に対して著作権人格権を行使しないものとする。

（委託業務実施計画書等の提出）

第10条 乙は、この契約の締結後20日以内に要領に定める実施計画書を甲に提出し、承認を受けなければならない。

2 乙は、前項の規定により提出した実施計画書を変更する場合は、要領に定める実施変更計画書を甲に提出し、承認を得なければならない。

3 甲は、第2項の規定により乙から提出された書類の内容に不適當な箇所があると認めるときは、乙に指示してそれを変更し、又は修正させることができる。

（総括責任者）

第11条 甲及び乙は、本業務を総括する者として総括責任者を定め、相互にその氏名その他必要な事項を通知するものとする。総括責任者を変更したときも同様とする。

2 甲は、業務に関する指示を乙又は乙の総括責任者に対して行うことができる。この場合において、乙又は乙の総括責任者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。

（処理状況の報告等）

第12条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、委託業務の実施状況について報告若しくは資料の提出を求め、必要な指示をすることができる。

（委託業務実施報告書等の提出）

第13条 乙は、委託業務が完了したときは、速やかに仕様に定める委託業務実施報告書に必要な書類等を添付して、甲に提出しなければならない。

（委託費の確定）

第14条 甲は、前条の規定により乙から委託業務実施報告書を受け付けたときは、その日から起算して15日以内に当該委託業務がこの契約の内容に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認めたときは、委託費の額を確定し、乙に対し通知するものとする。

2 前項の委託費の確定額は、委託業務に要した経費の実支出額と第3条に規定する委託費の限度額とのいずれか低い額とする。

（個人情報保護）

第15条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は別記「個人情報保護に関する覚書」を遵守しなければならない。

(秘密の保持)

第16条 甲又は乙は、委託業務の実施上知り得た相手方、及び講演会講師並びに参加者の秘密情報を相手方の承諾なしに第三者に漏洩してはならない。但し、既に公知であった情報や正式なルートで入手した情報についてはその限りではない。

2 乙は、委託業務の実施にあたって知り得た甲の顧客情報に関し、本件業務の遂行のみに使用し、第三者に対して漏洩してはならない。

3 第1項及び第2項の規定は、本契約解除後も有効とする。

(合意管轄)

第17条 本契約に関する訴訟については、那覇地方裁判所を第一審の管轄裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

(定めのない事項の処理)

第18条 本契約に定めるもののほか、必要な事項については、甲、乙協議の上、決定するものとする。

上記の契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を所持する。

令和8年 月 日

(甲) 住所 沖縄県宜野湾市伊佐3丁目4番1号
第5タテルマンビル3階
氏名 公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団
理事長 上江洲 隆

(乙) 住所